

女性部会研修会

女性部会 運営委員 宮田めぐみ (Link)

令和4年9月26日(月)午後1時30分より、徳島県不動産会館3階で、女性部会の研修会が行われました。

18名が参加し、初めに友成研修委員長が挨拶を述べられ、続いて、講師である副会長兼不動産無料相談所長の藤澤健司氏より、テーマ「関係法令についての勉強会～知見を深めて、レベルアップ～」の研修が始まりました。

令和2年4月に民法が改正され、従来の「瑕疵担保責任」は「契約不適合責任」へと変わりました。その契約不適合責任は、目的物の種類・品質及び数量が契約の内容に適合しない場合に負う契

約責任であること。また、任意規定であるため原則として特約で免責できるが、一部には免責が認められない例外もあるため、具体的な事案に合わせた調整も重要で、顧問弁護士による法律相談や、ハトサポからの特約・容認事項文例集の活用についてなど、説明してくれました。研修会後の質問の時間には、中古物件などで現況の写真撮影やアスベスト調査の事や、市役所での調査の仕方なども詳しく教えて頂き、とても有意義な研修会になりました。

取引の実務でトラブルにならないように、このような研修会に今後も参加したいと思います。



友成研修委員長



講師：藤澤不動産無料相談所長

